

駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域又は近隣商業地域若しくはその周辺において、自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について定める地区です。

現在、君津駅を中心とする商業地域、近隣商業地域及びその周辺地区を駐車場整備地区に指定しています。

加えて同地区では、「君津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」により、一定規模以上の建築物に対し、駐車場の設置を義務付けています。

参 考

君津市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 〔昭和48年3月28日〕
条例第7号

この条例は、駐車場法第5章の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理について必要な事項について定められたものです。

駐車施設の附置基準表

特定用途 (自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途)		非特定用途	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、球技場、ボーリング場、体育館、百貨店、その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場(駐車場法第18条)		左記特定用途以外の用途に供するもの	
建築物規模	附置基準	建築物規模	附置基準
延べ面積1,500㎡ を超えるもの	超える部分 200㎡ までごとに1台	延べ面積3,000㎡ を超えるもの	超える部分 300㎡ までごとに1台
1台あたりの駐車スペース：幅2.5m×奥行6m以上(条例第6条第1項)			

例 延べ面積5,000㎡(内駐車場面積1,000㎡)の共同住宅を建築する場合

- 共同住宅は、非特定用途である。

延べ面積

5,000㎡

駐車場面積

1,000㎡

= 4,000㎡

建築物規模

4,000㎡

建築物規模超え

3,000㎡

= 1,000㎡

附置基準

1,000㎡

÷ 300㎡

= 4 (小数点以下繰り上げ)
- ∴ 4台の届出台数が必要となります。